

市原市広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が実施する広告事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広告事業は、民間企業等との協働により、市の新たな財源の確保又は経費の縮減を図り、市民サービスの向上及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる市有財産等のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 市の広報印刷物及び封筒
 - イ 市のWEBサイト
 - ウ その他広告媒体として活用できる市有財産等
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 広告主等 広告主及び広告代理店をいう。
- (4) 広告事業 次に掲げる事業をいう。
 - ア 広告掲載により、広告掲載料を徴収する事業
 - イ 広告掲載により、物品又は役務の提供を受ける事業
 - ウ ネーミングライツ（施設等命名権）の譲渡に関する事業
 - エ その他広告に関する事業
- (5) 主管部局長 市原市行政組織条例（昭和42年市原市条例第31号）第2条の部、消防局、水道部、教育総務部、学校教育部、生涯学習部の部局長及び選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局の事務局長並びに出納室長のうち、広告事業を実施しようとするものをいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告事業の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告

- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか広告に関する基準は、市長が別に定める。

(広告事業に関する定め)

第5条 広告事業の実施に際し、主管部局長は事業の内容に応じ、次に掲げる事項を別に定める。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
- (2) 広告の規格及び数量
- (3) 広告の掲載位置及び期間
- (4) 募集及び選定方法
- (5) 申込みの時期及び方法
- (6) 広告掲載料
- (7) その他必要と認める事項

(広告掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、原則として1年以内とする。ただし、更新を妨げない。

(広告募集方法等)

第7条 広告募集の方法及び契約方法は、別表第1のとおりとする。

ただし、第3条第1項第4号イ、ウ及びエで規定する事業並びに市長が特に認めた場合は、主管部局長が別に定める。

2 広告代理店方式における広告代理店の決定の手続きは、市原市契約規則（昭和62年市原市規則第3号）第2章第1節の規定による。

3 直接募集方式において、広告主となることを希望するものは、市原市広告掲載申込書（別記第1号様式）により市へ申し込むものとする。

4 主管部局長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査のうえ広告掲載の可否を決定し、市原市広告掲載・不掲載決定通知書（別記第2号様式）により通知しなければならない。

5 広告主等の決定後、原則として市と広告主等は契約を締結する。

6 行政財産に広告掲載する場合（以下「施設広告」という。）は、前項の契約を締結した後、市原市財産規則（昭和62年市原市規則第4号）の規定により行政財産の使用許可を受けなければならない。

（広告掲載料）

第8条 広告事業において広告主等から対価として徴収する料金（以下「広告掲載料」という。）は、別表第2のとおりとする。

2 広告掲載料は、契約及び使用許可の後、一括前納するものとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

3 既に納入された広告掲載料は還付しない。ただし、広告主等の責めによらない事由によって広告掲載等ができなかった場合は、この限りではない。

（財源の充当）

第9条 広告掲載料は、広告媒体の作成、発行、維持管理及び関連する事業の経費に充てることができるものとする。

（広告主等の責務）

第10条 広告主等は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主等は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決するものとする。

4 広告事業に係る広告及び掲載用工作物等の作成、設置、修復及び撤去については、原則として広告主等の責任及び負担において行うものとする。

（審査機関）

第11条 広告事業に関する事項を審査するため、広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会の委員長は財政部次長を、委員は財政課長、広報広聴課長、契約検査課長、商工業振興課長、都市計画課長、教育総務課長をもって充てる。

3 委員長は前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長等を、臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

（会議）

第12条 審査会の会議は、広告内容等、広告事業の実施に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに招集する。

ただし、第3条第1項第4号ウで規定する事業のうち、ネーミングライツ・パートナー（命名権者）の選定等は、別に設置する審査会において行う。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告媒体となる市有財産等を所管する課の課長（室が所管するときは室長）を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第13条 審査会の庶務は、財政部財政課において処理する。

（その他）

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成18年9月14日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年11月5日から施行する。

（経過措置）

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に広告募集を行った事業の執行は、なお従前の例によることができる。

別表第1(第7条第1項)

募集方法	説明	契約方法
広告代理店方式	広告代理店を通して広告主を募集する方法。	一般競争入札
直接募集方式	市が広報等により直接広告主を募集する方法。	随意契約 (競争見積または公募)

別表第2(第8条第1項)

区分	説明	額の基準等
広告料	広告媒体等としての市場的価値に相当する料金をいう。ただし、施設広告においては、下記料金を控除する。	類似の事例や広告代理店の意見等を勘案して定める額又は競争入札等による落札額とする。
使用料	施設広告において、上記料金とは別に徴収する行政財産使用料をいう。	市原市使用料条例(昭和38年市原市条例第28号)の規定により算定した額とする。

備考 施設広告において、市長が特に認めた場合は、広告掲載料を使用料のみとすることができる。

別記第1号様式（第7条第3項）

市原市広告掲載申込書

令和 年 月 日

（あて先）市原市長 次のとおり、市原市の広告媒体に広告を掲載（更新）したい

ので申し込みます。

広 告 媒 体 名		
申 込 者	所 在 地	〒 -
	ふ り が な 名 称	
	ふ り が な 代 表 者 名	印（競争見積の場合）
	連 絡 先	電話番号： FAX 番号： E メール： 担当者名：
	業 種	
広 告 の 内 容		※必要に応じて、広告図案等を添付してください。 ※バナー広告の場合は、リンク先の URL 及び内容を記載してください。
掲 載 希 望 期 間		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
広 告 料 （ 消 費 税 込 み ）		円（ 当たり 円） ※その他、別途使用料（ 当たり） 円が必要となります。
確 認 事 項 （内容確認の上、チェック）		☐ 市原市広告取扱要綱及び関連規定を遵守します。 ☐ 市原市税の滞納はありません。 ☐ 市原市が市税納付状況調査を行うことに同意します。
備 考		※更新の場合は、従前の掲載期間を記載してください。

別記第2号様式（第7条第4項）

市原市広告掲載・不掲載決定通知書

令和 年 月 日

様

市原市長

平成 年 月 日付けで申し込みのあった、（**広告媒体名**）への広告掲載（更新）について、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	☐ 希望する広告媒体に掲載します。 ☐ 希望する広告媒体に掲載できません。
	※不掲載の理由
掲 載 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
広 告 料 （消費税込み）	円（ 当たり 円） ※その他、別途使用料（ 当たり） 円が必要となります。
連 絡 事 項	・（掲載を決定した場合）法令、条例、市原市広告取扱要綱及び関連規定に違反した場合は、希望した広告の掲載を中止します。 ・（その他、契約、使用許可、料金納入の手続き等）